## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２４年（フ）第４９６号**
埼玉県越谷市大字大房695番地７
債務者　渡邉　博子（旧姓服部）
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第３８号**
埼玉県秩父市久那1439番地
債務者　久保田由佳
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日までさいたま地方裁判所秩父支部破産係

**平成２４年（フ）第６７号**
福岡県京都郡苅田町大字稲光710番地197
債務者　松蔭　　聡
１　決定年月日時　平成24年９月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２４年（フ）第１８３４号**
北海道江別市文京台南町18番地の５
債務者　北村　　勝（旧姓吉原）
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１８９８号**
札幌市西区福井３丁目１番27号　かなめマンションＡ－７号
債務者　小林　　清
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１９４０号**
札幌市豊平区平岸２条14丁目１番65号　チセハウス平岸302号
債務者　猪股　里香
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１９４１号**
札幌市豊平区平岸２条14丁目１番65号　チセハウス平岸302号
債務者　猪股　佳人
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２０５３号**
札幌市豊平区平岸４条13丁目３番12号　平岸ロイヤルハイツ509号
債務者　稲葉　茂毅
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第３７号**
岩手県奥州市水沢区字桜屋敷263番地５
債務者　千葉　　進
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２４年（フ）第３８４号**
神奈川県厚木市愛甲1134番地１　三沢ハイツ206
債務者　近藤　真理
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第４１２号**
神奈川県厚木市旭町２丁目９番１号　会田開発ビルＡ－４
債務者　清藤由紀子
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第４２９号**
神奈川県伊勢原市下落合617番地の１　パークハイツミナミⅡ　102号
債務者　阿部　幾美（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第４３６号**
神奈川県平塚市西八幡３丁目９番20―205号　くいーんはいむやわた
債務者　色川優美子
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第４６２号**
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋717番地の15　グリーンハイツスズキＢ号室
債務者　福禄　一樹
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第４６３号**
神奈川県足柄下郡湯河原町中央４丁目４番地６　１－Ｂ
債務者　福禄　睦子
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第４８０号**
神奈川県厚木市長谷1602番地１　グランディＨＡＳＥ303、前住所神奈川県厚木市毛利台３丁目８番６号
債務者　小泉しのぶ
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第３６号**
京都府船井郡京丹波町質美山田垣内58番地町営住宅質美団地５号棟
債務者　久保　智史
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで京都地方裁判所園部支部破産係